



お知らせ ワイド版



国民健康保険からのお知らせ

国保年金課 ☎ 0299-5510111

特定健診・特定保健指導

40～74歳までの方はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を図る特定健診が平成20年度から開始になりました。

高血圧、脂質異常、高血糖という危険因子をそのままにしておくと、心臓病や脳卒中を発症してしまう危険が高まります。メタボリックの発見をし、専門家のアドバイスを受けて病気を未然に防ぐことが重要です。

今年度の健診日程を市報などでお知らせしますので、忘れずに受診してください。

平成21年度受診率目標値 46%

平成24年度の目標値は特定健診受診率65%、保健指導率45%メタボリック減少率10%と決められています。平成24年度の目標値を達成できないと、後期高齢者支援金の加算がされ、国保税へ影響がでるおそれがあります。目標値達成のためだけではなく、自分の健康を守るため継続した受診が大事です。

アンケートにご協力ください

平成24年度の受診率目標値65%に向けて、受診しやすくするために、平成20年度に受診されなかった40～60歳までの方を対象にアンケートを実施します。郵送されたアンケートを5月29日までに返送ください。

医療機関でも受診できるようになりました

健診については、保健センターなどで行っていた集団健診に加えて、平成21年度から医療機関でも受診できるようになりました。ただし、医療機関での受診は、がん検診などは実施できません。また、眼底検査が必要になった際に、検査が出来ない医療機関もあります。詳しくは国保年金課または健康増進課へお尋ねください。

医療機関で特定健診を受診希望される場合は、国保年金課へ事前に申込みください。受診券を発行しますので、受診される際は受診券と保険証（医療保険の確認のため）を持参してください。

軽自動車税の減免について

税務課 ☎ 0299-7210811

主に心身に障害のある方のために使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を行っています。減免を受けようとする方は、申請が必要です。

申請期間 平成21年5月18日（月）～26日（火）

申請場所 麻生庁舎 総合窓口

北浦庁舎 総合窓口

玉造庁舎 総合窓口課

申請の際に必要なもの

軽自動車税減免申請書（各庁舎総合窓口にて用意してあります）・身体障害者手帳または療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳・運転する方の運転免許証・軽自動車税納税通知書・印鑑

【減免の対象となる障害者の範囲】

		身体障害者手帳をお持ちの方						傷病者手帳をお持ちの方										健 福 祉 手 帳	精 神 障 害 者 保 護	療 育 手 帳
		等級						項症						款症						
		1	2	3	4	5	6	特	1	2	3	4	5	6	1	2	3			
視覚障害		○	○	○	○			○	○	○	○	○								
聴覚障害			○	○				○	○	○	○	○								
均衡機能障害				○				○	○	○	○	○								
音声機能障害（こう頭摘出によるものに限る）				○				○	○	○										
上肢不自由		○	○					○	○	○	○									
下肢不自由	本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	家族等運転	○	○	○				○	○	○	○									
体幹不自由	本人運転	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	家族等運転	○	○	○				○	○	○	○									
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○																	
	移動機能	○	○	○	○	○	○													
心臓機能障害		○		○				○	○	○	○									
じん臓機能障害		○	○					○	○	○	○									
呼吸器機能障害		○	○					○	○	○	○									
膀胱または直腸の機能障害		○	○					○	○	○	○									
小腸機能障害		○	○					○	○	○	○									
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○																

1級に該当する方

障害の程度がAまたは④の方

春の行政相談週間

秘書広聴課 ☎0299-7210811

5月18日～24日

5月18日(月)～24日(日)までは、春の行政相談週間です。これに伴い、左記の日程で行政相談窓口を開設いたします。毎日の暮らしの中で、困っていること、望んでいることはありませんか？こんなときは行政相談員にご相談ください。

本戸俊文さんの退任に伴い、新たに松下健治さんが行政相談員として委嘱されました。

日時 5月21日(木)

午後1時から午後3時まで

○麻生公民館会議室

☎ 0299-7211573

根本 憲 相談員

○北浦保健センター相談室

☎ 0291-3416200

松下健治 相談員

○玉造福祉センター会議室

☎ 0299-3612020

野島清司 相談員

6月から

パスポート(旅券)窓口が

県から市へ変わります

総合窓口課 ☎0299-7210811

県から市へのパスポート(旅券)業務の権限移譲により、平成21年6月1日(月)から行方市にお住まいの方は、市役所麻生庁舎でパスポートの申請・受け取りが出来るようになります。

これにともない、県の窓口での手続きは出来なくなりますのでご注意ください。

受付窓口

総合窓口課(麻生庁舎)

※玉造庁舎・北浦庁舎では受付できません

受付時間

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

(午前) 9時から正午まで

(午後) 1時から4時45分まで

※正午から午後1時まででは受付できません。



行方市職員人事異動

4月1日付、課長級以上

部長級

▽総務部長・平山博▽建設部長・中野正史

▽会計管理者・長峯憲男

課長級

【総務部】▽総務課長・松金將行

▽総務課行政改革推進室長・小沼岩雄

▽秘書広聴課長・羽生和弘▽総合窓口課長・額賀忠和▽総合窓口

課参事・石田泰雄▽財政課長・辺田洋一郎▽税務課長・小林秀美

【保健福祉部】▽国保年金課長・小峰宏信

【建設部】▽都市計画課企業推進室長・飯島清▽建設課長・井野一生

【経済部】▽農林水産課長・関野嘉弘▽環境課長・柳町幸正▽環境

課参事兼環境美化センター所長・河野俊雄

【教育委員会】▽学校教育課長・埜日出男▽学校教育課参事兼北浦

学校給食センター所長・鈴木賢一▽学校教育課参事兼北浦幼稚園

長・森田幸雄▽学校教育課参事兼麻生幼稚園長・鶴田和夫▽学校

教育課学校適正配置推進室長・池田正夫▽スポーツ振興課長兼北

浦運動場所長・永峰英明

【開発公社】▽事務局長・高塚博

新規採用者

▽児島歩実(総務部税務課主事)▽大輪ゆか(保健福祉部健康増

進課技手)▽宮本峰史(經濟部農林水産課主事)▽高須一弥(教

育委員会学校教育課麻生幼稚園教諭)▽仲田朋代(教育委員会学

校教育課玉造幼稚園教諭)

退職者

▽西谷正明(総務部長)▽金澤三千雄(建設部長)▽代々城一成(会

計管理者)▽高橋優(総務部総合窓口課長)▽横瀬洋三(総務部

税務課長)▽新堀文江(保健福祉部国保年金課長)▽山崎勝廣(総

務部総務課付)▽河野秀男(教育委員会学校教育課参事兼北浦学

校給食センター所長)



飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施について (定期集合注射)

平成 21 年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

生後 91 日以上の犬は狂犬病予防法により、登録及び予防注射を受けなければなりません。

室内小型犬や猫犬も例外ではありません。(すべての犬が対象です。) 愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



○登録料等

区 分	登録済み	未登録
登 録 料	—	2,000 円
注 射 済 票 料	350 円	350 円
注 射 料	2,950 円	2,950 円
計	3,300 円	5,300 円

○犬の登録は生涯 1 回

平成 7 年 4 月 1 日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年 1 回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録した犬が死亡した場合、所在地や所有者が変わったときは届け出をして下さい。

○問合せ

環境課(北浦庁舎) ☎0291-35-2111

地区	日程	時 間	実 施 場 所	担当 獣医
麻 生 地 区	5 月 24 日 (日)	9:00~ 9:30	四鹿・杉平農村集落センター	根本 伸一・塚 本尚子
		9:40~10:10	谷津農村集落センター	
		10:20~10:50	新原公民館	
		11:00~11:30	本城会館	
		11:40~12:00	粗毛農村集落センター	
		13:20~13:40	(有)出沼喜之助商店前	
		13:50~14:50	麻生公民館	
	5 月 25 日 (月)	9:00~ 9:20	井貝農村集落センター	野原 保夫・井 川哲也
		9:30~10:00	小高地区館(小高分館)	
		10:10~10:30	島並農村集落センター	
		10:40~11:00	橋門四番組集会所	
		11:10~11:30	今宿農村集落センター	
		12:50~13:20	西浦地区学習センター	
		13:30~13:50	五町田ふるさとコミュニティセンター	
	5 月 26 日 (火)	9:00~ 9:20	天掛ふるさとコミュニティセンター	久家 直樹・牛 尾宣夫
		9:30~10:00	大和地区館(大和分館)	
		10:10~10:40	白浜ウォーキングセンター	
		10:50~11:20	太田地区館(太田分館)	
		11:30~11:50	台矢幡集会所	
		13:10~13:30	石神構造改善センター	
		13:40~14:10	青沼ふるさとコミュニティセンター	

地区	日程	時 間	実 施 場 所	担当 獣医
北 浦 地 区	5 月 28 日 (木)	9:00~ 9:20	宮崎金蔵宅前	長岡 武彦・石 井周子
		9:30~ 9:50	行戸中央公民館	
		10:00~10:20	前田商店隣	
		10:30~11:00	要地区館隣	
		11:10~11:30	南高岡農村集落センター	
		11:40~12:00	中根農村集落センター	
	5 月 29 日 (金)	9:00~ 9:20	①北集荷所	久家 直樹・塚 本俊一
		9:30~ 9:50	小貫地区学習センター	
		10:00~10:20	JAグリーンショップ武田店前	
		10:30~11:00	武田地区館	
		11:10~11:30	長野江田園都市センター	
		11:40~12:00	金上農村集落センター	
	5 月 30 日 (土)	9:00~ 9:40	行方市役所北浦庁舎	根本 伸一・柴 田啓子
		9:50~10:20	①高柳商店前	
		10:30~10:50	北浦幼稚園	
		11:00~11:20	吉川農村集落センター	
		11:30~12:00	繁昌地区学習センター	
玉 造 地 区	5 月 31 日 (日)	9:00~ 9:30	玉造西地区学習センター	遠山 吾市・井 川哲也
		9:40~10:00	八木蒔地区学習センター	
		10:10~10:40	羽生地区学習センター	
		10:50~11:10	沖州集落センター	
		11:30~11:50	高須一本松前	
		13:10~14:10	行方市役所玉造庁舎	
	6 月 1 日 (月)	9:00~ 9:20	榎本農民研修センター	塚本 尚子・久 家美恵子
		9:30~ 9:50	中山消防機庫隣	
		10:00~10:20	上山東部公民館	
		10:30~10:50	旧上山組公民館	
		11:00~11:20	芹沢消防機庫脇駐車場	
		11:30~11:50	現原地区学習センター	
		12:00~12:20	若海農村集落センター	
	6 月 2 日 (火)	9:00~ 9:20	藤井集会所	野原 保夫・清 水俊夫
		9:30~ 9:50	荒宿農村集落センター	
		10:00~10:30	玉川地区学習センター	
		10:40~11:00	新田ふるさとコミュニティセンター	
		11:10~11:40	手賀地区学習センター	
		13:00~13:20	小座山農村集落センター	
		13:30~13:50	行方市泉配水場	

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判員6人が3人の裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

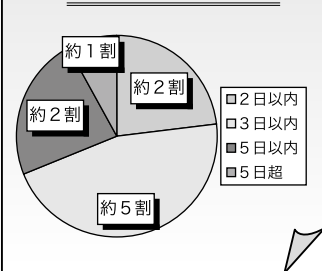
5月21日の制度開始以降、事件が起訴され、裁判の日程が決まった段階で、水戸地方裁判所は、昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿（茨城県内においては7600人）の中から、その事件の裁判員候補者をくじで選びます。くじで選ばれる人数は通常1件あたり50人から70人程度となります。

くじで選ばれた裁判員候補者の方々には、裁判員を選ぶ手続（選任手続）の日に裁判所にお越しいただくためのお知らせを、選任手続の日の6週間前までにお送りします。裁判員候補者の方々にはあわせて、質問票をお送りします。

1. 殺人罪
2. 強盗致死傷罪
3. 傷害致死罪
4. 危険運転致死罪
5. 現住建造物等放火罪
6. 身の代金目的誘拐罪 など

質問票では、裁判が行われる日程を前提に、裁判員となることを辞退する申し出の有無及びその事情などをお尋ねします。質問票に記載された内容から、辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は、事前に辞退を認め、選任手続のためになくてもよいようにします。

選任手続の当日は、裁判員として参加していただく事件の概要をご説明し、被告人や被害者と知り合えないような公平な裁判をすることができないような特別な事情があるかどうかをくじをお尋ねします。また、改めて、辞退のご希望についてもお尋ねしますので、この段階で辞退を申し出ていただくこともできます。その上で、裁判所は、辞退が認められるご事情があるかどうか、公平な裁判をすることができないような特別な事情があるかどうかなどを判断し、辞退などが認められた方以外人の裁判員候補者の中から、くじで6人の裁判員を選びます。



裁判員候補者待機室

裁判員候補者のプライバシーや生活の平穏を守るため、裁判員候補者になったことを公にすることは法律上禁止されています。「公にする」とは、インターネット等で公表するなどは、裁判員候補者になったことを不特定多数の人が知り得る状態にすることをいいます。休暇を取ったり、相談をしたりするために会社の上司や同僚、家族に話をし、書類を見せていただくことは全く問題ありません。



裁判員裁判棟の外観

裁判員制度の実施後も、皆様に様々な情報をお知らせしていきます。裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/> でも紹介しています。

水戸地方裁判所総務課

☎029-224-8408